

## 成年後見制度における社会福祉士の役割

### - 身上監護における生活の質の向上をめざして -

淑徳大学大学院 古谷 礼子(会員番号8065)

キーワード：身上監護・専門職後見人・生活の質

#### 1. 研究目的

平成 12 年成年後見制度が施行された。それは旧制度となる禁治産・準禁治産制度がもっていた制度の問題点を見直し、自己決定の尊重・残存能力の活用・ノーマライゼーションといった新しい理念のもとに、身上監護制度の仕組みを導入したものである。利用者(成年被後見人等)の判断能力が不十分である場合、利用者に代わり、社会生活上の契約や法律行為を行い、利用者の生活を支援するためのものであった。専門職後見人としての業務を行なうのは、主に弁護士・司法書士等の法律の専門家と社会福祉士である。法律・福祉の各分野の専門家が業務にあたるのであれば、その両者に役割の違いがあり、それぞれの専門性が活用されるのが制度として意味があることだろう。しかし現状では両者の役割の違いがみられない。本研究の目的は、社会福祉士が行なう身上監護のあり方、その専門性について事例を通して明確にしようとするものである。

#### 2. 研究の視点および方法

本研究では、市町村長申し立てにより成年被後見人(A)の第三者後見人として就任した事例を通して、社会福祉士の専門性と身上監護における役割をソーシャルワークという視点から、援助記録や関係職員へのアンケート調査をもとに考察した。

#### 3. 倫理的配慮

施設名・利用者名・所在地等はアルファベットで表記し、施設および対象者を特定できないように配慮した。なお本研究に関して上記の当事者は死亡しており、同意を得られる遺族等もいないため、施設責任者・職員に研究目的等説明し了解を得た。また職員へのアンケート調査の使用については同意書を得ている。発表に際してはD家庭裁判所に相談し、口頭にて確認・同意を得ている。

#### 4. 研究結果

##### (1)事例

##### 対象者概要

(成年被後見人) Aさんは 70 歳代前半：男性。身体機能の低下により日常生活に支障をきたす様になり、3 年前に知的障害者施設から B 特別養護老人ホームに入所。身体障害者手帳 1 級、療育手帳 B 所持。脳梗塞後遺症により半身まひ、大腿骨骨折後歩行困難となり車椅子使用。言語不明瞭で幻聴、被害妄想症状があり不穏傾向。親族等はいない。判断能

力の低下がみられ、介護保険等の契約に支障がでたためC町々長より成年後見制度利用申立てがなされ、D家庭裁判所の審判により報告者が選任され、成年後見人として就任した。

#### 成年後見人としての関わり

毎月1回Aさんを訪問、面会。言語によるコミュニケーションが難しく、面会時も関係が取れず、ニーズの把握が困難。精神的に不穏になることがあり、他の入所者との関わりが持てず、ひとりで居ることが多かった。毎月Aさんに会う中で、施設の制限された生活の中でもいきいきと暮すための支援の必要性を感じた。Aさんは絵を描くことが好きで、描きためた絵が多数あった。そこでこの絵を利用した個展（絵画展）を計画・実施した。

個展後にはAさんの個人契約でアニマルセラピーを導入した。このような成年後見人としての関わり方は、社会福祉士の成年後見人の援助としては今までにはない試みであった。

#### (2) Aさんの変化

個展の実施やアニマルセラピーの導入など、報告者のAさんへの関わりについて職員にアンケートを実施した。その中でAさんの生活の質の変化がみられたことが指摘され、この変化が施設職員のAさんへの肯定的評価や態度を生み出したと感じた。

#### (3) 報告者の意識の変化

個展準備の経過の中で、「個展を開く」という共通の目的からAさんとコミュニケーションが取れるようになった。報告者の存在が認識されたことがうれしく感じられ、今までの成年後見人としての関わりがパターンリズムであったのではないかと反省された。「Aさんのため」ではなく「Aさんと共に」成し遂げるという気持ちに変わっていった。

#### (4) 社会福祉の専門職後見人としての身上監護とは

個展を開催できたという達成感から、Aさんは表情や態度に自信が感じられるようになった。職員の指摘にみられたように、個展後のAさんの生活はいきいきとしたものとなり、生活の質（QOL）の向上が感じられた。またAさんの変化は、施設の職員その他、他の入所者やその家族、地域へも影響を与えた。個展やアニマルセラピーなど、利用者の生活の質の向上のために資産（預貯金）を活用するという報告者の行為は、親族（家族）とは異なった専門職後見人としての視点であり、施設の職員に対して成年後見人（制度）への理解（関心）を提起したと感じられた。報告者が成年後見人としてAさんとともに歩んだ活動を通して、Aさんの変化にエンパワメントを実感し、さらにAさんのみならず様々な人達とのパートナーシップが形成されたという実感を得た。成年後見人の活動とは、まさにソーシャルワークの視点なくしてはならないものであるといえよう。成年後見人の職務は、身上配慮義務<身上監護面の充実に配慮する：民法858条>により、施設の入退所契約の締結・解除などの事務や各種費用の支払いといった内容が主であるとされるが、成年後見人がめざすべき身上監護とは、利用者の権利擁護であるとともに、利用者が生活していく上での生きる喜びを支援することでもあると考える。このことは、社会福祉の専門職後見人でなければなしえない身上監護であるといえるものではないだろうか。